

令和5年度第2回 島田市地域公共交通会議

会議資料目次

協議事項

- (1) 静岡県地域間幹線系統確保維持改善事業評価基準に基づく協議について
資料1-1、1-2、1-3、1-4 別冊1 …………… 1
- (2) 中部運輸局における地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
資料2-1、2-2 …………… 9
- (3) 令和6年度島田市バス路線の運行方針（案）について 資料3 …………… 12
- (4) 令和6年度島田市コミュニティバス田代の郷温泉線及び大津線の運行について
資料4 …………… 14
- (5) 島田市コミュニティバス田代の郷温泉線及び大津線の運行車両の変更について
資料5 …………… 19
- (6) 島田市地域公共交通計画（修正案）について 資料6 別冊2 …………… 20
- (7) 令和6年度 路線バス千頭・家山線「川根温泉ホテル」路線延長とバス停設置について
（他1件） 別冊3

報告事項

- (1) 島田市コミュニティバスにおける通学定期券の取扱いについて 資料7 …………… 21
- (2) 公共交通の運賃設定にかかる新たな協議会の設置について 資料8 …………… 22

協議事項(1)

静岡県地域間幹線系統確保維持改善事業評価基準に基づく協議について

1 趣旨

静岡県が複数市町を跨ぐ地域間幹線系統※に対して支援する「バス運行対策費助成事業」における補助対象系統について、運行実績等の評価を行うものです。

※地域間幹線系統：事業者単独の路線運行が困難であり、1日当たりの輸送量が15人～150人で、1日当たりの運行回数が3回以上などの条件を満たし、複数市町を跨ぐ場合は、一部運行経費について国・県による補助対象となる路線。

⇒島田市では、島田静波線（しずてつジャストライン(株)）※が該当する。

※島田市・牧之原市・吉田町の2市1町を跨いでいる。島田駅前系統（島田駅前～静波海岸入口）と島田市立総合医療センター系統（島田市立総合医療センター～島田駅前～静波海岸入口）の2系統がある。

2 事業評価

島田静波線の令和5年度（令和4年10月1日～令和5年9月30日）運行分

【項目】

- ・運行目的 ・増収策 ・費用削減策
- ・運行回数 ・収支率※ ・乗車人員 など

※収支率：運賃収入÷運行経費で算出し、高い数値ほど健全であることが示される。

⇒それぞれの目標値と運行実績の比較により評価を実施し、地域公共交通会議において、評価内容に対する協議・検討を行う。

3 資料について

資料 1 - 1	本紙	1	
資料 1 - 2	県地域交通課説明資料	2	別冊 1
資料 1 - 3	運行事業者（しずてつジャストライン(株)）説明資料	4	
資料 1 - 4	島田市説明資料	8	

令和 5 年度地域間幹線系統の事業評価結果（概要）

1 事業評価の目的

事業評価は、静岡県生活交通確保対策協議会が定めた静岡県地域間幹線系統確保維持計画に位置づけられた補助対象系統について、事業の実施状況の確認や目標の達成状況等の評価を行い、市町が開催する地域公共交通会議等における評価内容に対する議論・検討の活性化や広く県民に内容を公表することによる理解の促進など、補助対象事業が効果的、効率的に実施されることを目的として実施している。

2 評価項目

項目		内容
前提事項 (点数無)	主な運行目的	利用実態等を含めた当該系統の運行目的
	増収策	路線維持のための増収策
	費用削減策	路線維持のための費用削減策
評価事項	運行回数	計画運行回数に対する実績運行回数を評価(3点満点)
	収支率	実績値を評価(収支率 55%以上満点)
	乗車人員	計画値に対する実績値を評価(+5%以上満点)
	ネットワーク構成	鉄道等への乗換可能な拠点数を評価(上限 20 点)
	広域トリップ状況	バス利用者の市町を跨ぐ移動割合を評価(20%以上満点)
	キロ当たり経費	国上限単価と事業者単価を比較(国単価比-20%超満点)
	拠点等アクセス状況	バス停から半径 500m 以内の拠点施設を記載(評価点無)

【各項目に評価点を設定し、合計点に応じて以下のとおり評価】

評価	内容
A (52~79 点)	地域間幹線系統として優れた役割を果たしている
B (26~51 点)	地域間幹線系統として適した運行となっている
C (0~25 点)	地域間幹線系統として改善に努力を要する

3 事業評価結果の概要

全体評価：A（参考：R3: B、R4: B、R5: A）

- ・ 評価対象系統全 62 系統中、A 評価：37 系統、B 評価：25 系統、C 評価：0 系統
- ・ 平均点数が 52.1 点（R4 比+3.1 点）であることから、全体評価を『A』とした。
- ・ 各系統の評価結果は別添「令和 5 年度地域間幹線系統総合評価一覧表」のとおり。

令和5年度地域間幹線系統総合評価一覽表

事業者名	系統名	評価項目① 運行回数 満点3点	評価項目② 収支率 満点18点	評価項目③ 乗車人員 満点6点	評価項目④ ネットワーク 満点20点	評価項目⑤ 広域トリップ 満点20点	評価項目⑥ キロ当たり経費 満点12点	点数 (A:52~79) (B:26~51) (C: ~25)	評価			事業者 平均	全体評価
									A	B	C		
山梨交通	1 富士宮駅・イオン・星山台・蒲原病院線	3	3	3	6	20	3	38	○		1	38.0	
	2 秋葉線(袋井駅前～遠州森町～気多)	0	6	3	11	20	12	52	○				
秋葉バスサービス	3 秋葉中遠線(袋井駅前～遠州森町～遠州森町)	3	15	6	11	20	12	67	○		4	57.5	
	4 秋葉中遠線(大東支所～新横須賀～新岡崎～袋井駅南口)	3	9	3	6	20	12	53	○				
	5 秋葉中遠線(横須賀車庫～新岡崎～袋井駅南口)	0	15	6	5	20	12	58	○				
	6 浜北医大三方原線	0	9	6	17	20	3	55	○				
	7 磐田市立病院福田線(磐田市立病院～磐田駅～豊浜郵便局)	0	18	6	7	20	3	54	○				
遠州鉄道	8 中ノ町磐田線(浜松駅～中ノ町～磐田営業所)	3	18	6	9	10	3	49	○				
	9 秋葉線(春野車庫～西鹿島駅～厚生会)	0	3	0	7	20	3	33	○				
	10 磐田天竜線(山東～新開～磐田駅)	0	18	6	8	20	3	55	○				
	11 磐田天竜線(ららぽーと経由)	0	12	3	8	20	3	46	○				
	12 掛塚さなる台線(浜松駅～掛塚～豊浜郵便局)	0	18	6	9	20	3	56	○				
	13 内野台線(内野台車庫)	0	18	3	10	20	3	54	○				
	14 内野台線(サンスリート浜北)	3	18	6	10	20	3	60	○				
	15 磐田市立病院福田線(磐田駅南口～豊浜郵便局)	0	12	6	5	20	3	46	○		19	52.3	
	16 引佐線	0	18	6	20	20	3	67	○				
	17 萩丘都田線	3	18	6	10	15	3	55	○				
	18 大塚ひとみヶ丘線	0	18	6	13	0	3	40	○				
	19 気賀三ヶ日線	0	18	6	15	20	3	62	○				
	20 奥山線	3	18	6	14	20	3	64	○				
	21 志都呂宇布見線(浜松駅～つるが丘入口～山崎)	0	18	6	7	15	3	49	○				
	22 志都呂宇布見線(浜松駅～堀出橋～舞阪駅)	3	18	6	8	10	3	48	○				
	23 浜名線	3	18	6	8	8	5	43	○				
	24 掛塚さなる台線(浜松駅～芳川～掛塚)	3	18	6	8	20	3	58	○				
	25 三保草薙線	3	12	0	9	5	0	29	○				
	26 五十海大住線	3	9	3	7	20	0	42	○				
27 焼津岡部線	3	12	6	5	20	0	46	○					
28 藤枝吉永線	3	15	0	8	20	0	46	○					
29 島田静波線(島田駅前～静波海岸入口)	3	6	3	9	20	0	41	○					
30 島田静波線(島田市立総合医療センター～島田駅前～静波海岸入口)	3	6	6	13	20	0	48	○		11	43.4	A	
しずてつジャストライン	31 藤枝相良線	3	9	6	12	20	0	50	○				
	32 菊川浜岡線	3	15	6	4	20	0	48	○				
	33 掛川大東浜岡線(掛川駅前～浜岡営業所)	3	3	0	7	20	0	33	○				
	34 掛川大東浜岡線(中東遠総合医療センター～浜岡営業所)	3	18	3	9	20	0	53	○				
	35 掛川大東浜岡線(掛川駅前～大東支所)	3	12	3	4	20	0	42	○				
	36 御殿場線	3	18	6	14	20	0	61	○				
	37 駿河小山線	3	15	6	11	20	0	55	○				
	38 十里木線	3	12	6	8	20	0	49	○				
	39 河口湖線	3	18	6	17	20	0	64	○				
	40 河口湖線	3	18	6	17	20	0	64	○				
	41 新富士線	3	12	6	17	20	0	58	○				
富士急モビリティ	42 豊比奈線	3	18	6	8	20	6	61	○				
	43 大淵線	3	18	3	10	20	6	60	○				
	44 大月線(吉原中央駅～富士宮駅)	3	18	3	10	20	6	60	○				
	45 大月線(新富士駅～静岡県富士山世界遺産センター)	3	18	6	12	20	6	65	○				
	46 駿河平線	0	18	6	11	20	0	55	○				
富士急静岡バス	47 須山線(三島駅～須山)	0	12	3	12	20	0	47	○				
	48 原線	0	18	6	10	5	39	○					
	49 桜堤線	0	18	3	7	20	0	48	○				
	50 がんセンター線(沼津駅～がんセンター)	3	18	6	6	20	0	53	○				
	51 がんセンター線(三島駅～がんセンター)	0	18	6	8	20	0	52	○				
伊豆箱根バス	52 大場函南線	3	9	6	7	20	3	48	○				
	53 沼津大岡三島線	3	18	6	11	20	3	61	○				
	54 長岡伊豆三津シーパラダイス線	3	18	3	7	20	3	54	○				
	55 沼津静浦長岡線	3	18	6	7	15	3	52	○				
東海バス	56 石廊崎線	3	12	6	7	20	6	54	○				
	57 天城峠線	3	12	6	15	20	6	62	○				
	58 戸田線	3	15	6	7	20	6	57	○				
	59 西海岸線	3	12	0	11	20	6	52	○				
	60 バサラ峠線(下田駅～堂ヶ島)	3	12	6	13	20	6	60	○				
	61 バサラ峠線(下田駅～宇久須)	3	18	6	13	20	6	66	○				
	62 北還本線	0	0	3	13	13	5	33	○				
水窪タクシー										1	33.0		
							平均	52.1	37	25	0	62	

[全体評価の理由]
 ・全62系統中37系統がA評価である。
 ・平均評価点数が52.1点である。

地域間幹線系統確保維持計画系統別評価シート

資料 1 - 3

事業者名 しずてつジャストライン株式会社

系統名(起点～経由地～終点) 島田静波線 島田駅前～静波海岸入口

計画策定年度 令和4年度 運行期間 R4.10.1～R5.9.30 評価年度 令和5年度

(1) 基本的事項

項目	基準	計画 (目標)	運行実績 (内容)	評価	備考
主な運行目的	事業者記載事項	—	別紙	A	A: 運行目的どおり適切に実施 B: 減便・系統短縮等、運行目的どおり実施されていない点があった C: 運行目的どおり実施されなかった(路線廃止)
増収策	事業者計画と実績を比較	—	別紙	有	事業者ごとの取組を記載
費用削減策	事業者計画と実績を比較	—	別紙	有	事業者ごとの取組を記載

(2) 各項目の評価

項目	評価基準	計画 (目標)	運行実績 (内容)	評価 点数	評価	備考
運行回数	年間計画運行回数と実績運行回数を比較	(2,416.0)回 (6.6 回/日)	(2,419.0)回 (6.6 回/日)	3	計画数以上 3点 計画数未満 0点 (国土交通大臣が認める除外運行回数は除く)	計画(目標)は表2記載のもの
収支率	計画値に対する実績値	41.9%	37.3%	6	～29% 0点 30～34% 3点 35～39% 6点 40～44% 9点 45～49% 12点 50～54% 15点 55%～ 18点	
乗車人員	計画人員と実績人員を比較	51,891人	50,814人	3	5%超 6点 ▲5%以上5%以内 3点 ▲5%超 0点	
ネットワーク構成	他の系統の乗換可能なアクセス拠点(バス停等)の数	—	拠点(3)箇所 バス停(3)箇所	9	拠点(駅・BT): 1箇所2点 乗換可能なバス停: 1箇所1点 上限20点	主な拠点及びバス停を別紙に記載
広域トリップ状況	市町跨ぎの移動割合(H13.3.31現在の市町)(運行実績による)	—	62.7%	20	～4% 0点 5～9% 5点 10～14% 10点 15～19% 15点 20%～ 20点	
公共施設・拠点施設アクセス状況	評価対象外 (バス停から半径500m以内に存在する学校(小・中・高・大・専門学校)病院(主なもので可)拠点商業施設・企業(主なもので可)その他(官公庁・駅等))	—	施設名称		—	
キロ当たり経費	補助対象年度の前年度の地域キロ当たり経常費用単価(静岡・山梨ブロック)との比較	—	459.72円	0	単価を上回った 0点 単価～▲5% 3点 単価▲6～▲10% 6点 単価▲11～▲15% 9点 単価▲16～▲20%超 12点	地域キロ当たり標準経常費用(431.62円)
合計				41	評価指標	B

A(52～79点): 地域間幹線系統として優れた役割を果たしている
B(26～51点): 地域間幹線系統として適した運行となっている
C(～25点): 地域間幹線系統として改善に努力を要する

地域間幹線系統確保維持計画系統別評価シート(別紙)

(1) 基本的事項

項目	内容
主な運行目的	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市、吉田町及び牧之原市住民の島田駅までの通勤、通学 ・榛原総合病院までの通院 ・島田商業高校・榛原高校への通学
増収策	<ul style="list-style-type: none"> ・JR運行時刻に合わせたダイヤ改定の実施 ・小学校へのバス教室の実施 ・バス乗り方リーフレットの配布 ・全国IC相互利用の導入(2013年3月より) ・ICカード電子マネー機能搭載 ・バスロケーションシステムの運用による利便性向上
費用削減策	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの徹底 ・利用実態に見合った運行便数への改善 ・燃料消費率の改善(デジタルタコグラフによる、燃費改善の為の指導) ・燃料使用量の削減(車両搭載燃料を抑制) ・車両使用年数の見直しと車両修繕費の基準見直し

(2) 各項目の評価

項目	内容
ネットワーク構成	<p>(主な乗換え拠点・バス停)</p> <p>乗換え拠点 … (島田駅・静波海岸入口・榛原総合病院) バス停 … (吉田IC入口・井口塚・色尾)</p>
公共施設 拠点施設 アクセス状況	<p>(バス停から半径500m以内に存在する主な公共・拠点施設)</p> <p>牧之原市役所・川崎小学校・榛原高校・細江小学校・榛原総合病院・牧之原警察署・住吉小学校・中央小学校・吉田中学校・吉田町役場・吉田特別支援学校・自疆小学校・倉橋学園キラリ高校・初倉小学校・初倉南小学校・島田第五小学校・アピタ島田店・島田商業高校・島田駅</p>

地域間幹線系統確保維持計画系統別評価シート

(様式1)

事業者名

しずてつジャストライン株式会社

系統名(起点～経由地～終点)

島田静波線

島田市立総合医療センター～島田駅前～静波海岸入口

計画策定年度 令和4年度

運行期間 R4.10.1～R5.9.30

評価年度 令和5年度

(1) 基本的事項

項目	基準	計画(目標)	運行実績(内容)	評価	備考
主な運行目的	事業者記載事項	—	別紙	A	A: 運行目的どおり適切に実施 B: 減便・系統短縮等、運行目的どおり実施されていない点があった C: 運行目的どおり実施されなかった(路線廃止)
増収策	事業者計画と実績を比較	—	別紙	有	事業者ごとの取組を記載
費用削減策	事業者計画と実績を比較	—	別紙	有	事業者ごとの取組を記載

(2) 各項目の評価

項目	評価基準	計画(目標)	運行実績(内容)	評価点数	評価	備考
運行回数	年間計画運行回数と実績運行回数を比較	(2,662.0)回 (7.2 回/日)	(2,662.0)回 (7.2 回/日)	3	計画数以上 3点 計画数未満 0点 (国土交通大臣が認める除外運行回数は除く)	計画(目標)は表2記載のもの
収支率	計画値に対する実績値	48.2%	38.3%	6	～29% 0点 30～34% 3点 35～39% 6点 40～44% 9点 45～49% 12点 50～54% 15点 55%～ 18点	
乗車人員	計画人員と実績人員を比較	73,264人	78,650人	6	5%超 6点 ▲5%以上5%以内 3点 ▲5%超 0点	
ネットワーク構成	他の系統の乗換可能なアクセス拠点(バス停等)の数	—	拠点(4)箇所 バス停(5)箇所	13	拠点(駅・BT): 1箇所2点 乗換可能なバス停: 1箇所1点 上限20点	主な拠点及びバス停を別紙に記載
広域トリップ状況	市町跨ぎの移動割合(H13.3.31現在の市町)(運行実績による)	—	54.1%	20	～4% 0点 5～9% 5点 10～14% 10点 15～19% 15点 20%～ 20点	
公共施設・拠点施設アクセス状況	評価対象外(バス停から半径500m以内に存在する学校(小・中・高・大・専門学校)病院(主なもので可)拠点商業施設・企業(主なもので可)その他(官公庁・駅等))	—	施設名称		—	
キロ当たり経費	補助対象年度の前年度の地域キロ当たり経常費用単価(静岡・山梨ブロック)との比較	—	459.72円	0	単価を上回った 0点 単価～▲5% 3点 単価▲6～▲10% 6点 単価▲11～▲15% 9点 単価▲16～▲20%超 12点	地域キロ当たり標準経常費用(431.62円)
合計				48	評価指標	B

A(52～79点): 地域間幹線系統として優れた役割を果たしている
B(26～51点): 地域間幹線系統として適した運行となっている
C(～25点): 地域間幹線系統として改善に努力を要する

地域間幹線系統確保維持計画系統別評価シート(別紙)

(1) 基本的事項

項目	内容
主な運行目的	<ul style="list-style-type: none"> ・島田市、吉田町及び牧之原市住民の島田駅までの通勤、通学 ・榛原総合病院、島田市立総合医療センターまでの通院 ・島田商業高校・榛原高校への通学
増収策	<ul style="list-style-type: none"> ・JR運行時刻に合わせたダイヤ改定の実施 ・小学校へのバス教室の実施 ・バス乗り方リーフレットの配布 ・全国IC相互利用の導入(2013年3月より) ・ICカード電子マネー機能搭載 ・バスロケーションシステムの運用による利便性向上
費用削減策	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの徹底 ・利用実態に見合った運行便数への改善 ・燃料消費率の改善(デジタルタコグラフによる、燃費改善の為の指導) ・燃料使用量の削減(車両搭載燃料を抑制) ・車両使用年数の見直しと車両修繕費の基準見直し

(2) 各項目の評価

項目	内容
ネットワーク構成	<p>(主な乗換え拠点・バス停)</p> <p>乗換え拠点 … (島田駅・島田市立総合医療センター・静波海岸入口・榛原総合病院) バス停 … (吉田IC入口・井口塚・色尾・本通三丁目・保健福祉センター)</p>
公共施設 拠点施設 アクセス状況	<p>(バス停から半径500m以内に存在する主な公共・拠点施設)</p> <p>牧之原市役所・川崎小学校・榛原高校・細江小学校・榛原総合病院・牧之原警察署・住吉小学校・中央小学校・吉田中学校・吉田町役場・吉田特別支援学校・自疆小学校・倉橋学園キラリ高校・初倉小学校・初倉南小学校・島田第五小学校・アピタ島田店・島田商業高校・島田駅・島田年金事務所・静岡家裁出張所・島田第二小学校・附属島田中学校・島田第二中学校・島田第四小学校・島田市立看護専門学校・島田市立総合医療センター</p>

市町名

島田市

系統名	取組内容
島田静波線 (島田駅前～静波海岸入口)	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県からの補助金の一部カットされた場合、関係する市町（島田市、牧之原市、吉田町）で補填する。 ・公式X（旧Twitter）にて、バス運行に関する即時性のある情報を発信した。また、市ホームページ、市公式LINEアカウントからでも、Xの情報が閲覧できるようにした。 ・バスマップの中に、島田静波線をはじめとした民間路線の路線図等を掲載し、公共交通相互間の連携による利用促進を図った。
島田静波線 (島田市立総合医療センター～島田駅前～静波海岸入口)	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県からの補助金の一部カットされた場合、関係する市町（島田市、牧之原市、吉田町）で補填する。 ・公式X（旧Twitter）にて、バス運行に関する即時性のある情報を発信した。また、市ホームページ、市公式LINEアカウントからでも、Xの情報が閲覧できるようにした。 ・バスマップの中に、島田静波線をはじめとした民間路線の路線図等を掲載し、公共交通相互間の連携による利用促進を図った。

(*) 当該系統に対するMMなど利用促進に関する取組や金銭的負担等について具体的に記載

協議事項(2)

中部運輸局における地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

【概要】

地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助金）により支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らが事業実施の評価（資料 2 - 2）を行い、その結果を中部運輸局に報告し、中部運輸局による 2 次評価を受けることになります。

今回、以下の事業について支援を受けたので評価を御協議願います。

◆地域内フィーダー系統

島田市コミュニティバス川根温泉線、田代の郷温泉線の 2 路線については、地域間幹線※1 である静鉄バス島田静波線へ接続するフィーダー路線※2 として国庫補助を得て運行しています。

（評価対象期間：令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日）

※1 地域間幹線：事業者単独の路線運行が困難であり、1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人で、1 日当たりの運行回数が 3 回以上などの条件を満たし、複数市町を跨ぐ（島田静波線は、島田市・牧之原市・吉田町を跨ぐ）場合は、一部経費について国・県による補助対象となる路線。

※2 フィーダー路線：地域間幹線に接続しているものとして、国から認められている路線。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

資料2-2

令和 年 月 日

協議会名: 島田市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
<p>【補助対象となる事業者名等の名称を記載】</p> <p>しずてつジャストライン(株) 川根温泉線</p>	<p>【系統名・航路名・設備名・運行(航)区間・整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助(調査検討)経費を除く。)]</p> <p>川根温泉ホテルー家山駅前ー伊久身幼稚園上ー向谷一丁目ー稲荷町ー本通三丁目ー島田駅</p>	<p>【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのよう生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】</p> <p>平成30年度に川根地区の家山駅前(大井川鐵道)への乗り入れ、稲荷町経田に變更し、令和2年4月に伊久身線の川口東ー伊久身幼稚園上ー川口、相泉院の向谷一丁目ー竜泉院の間を経由し運行している。令和3年4月から、土日祝日ダイヤを導入し、平日1日6往復(土日祝日は1日4往復)で運行している。</p>	<p>A</p> <p>【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を分析の上記載】</p> <p>両量規制の影響等により一部運休したが、それ以外の運休等は、なく、計画どおり事業を適切に実施した。</p>	<p>A</p> <p>【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】</p> <p>・目標利用者数34,655人/12か月にに対し、39,817人/12か月 ・目標収支率10.9%に対し、12.4%</p>	<p>【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善案は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生かして生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載すること。】</p> <p>※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載</p> <p>・家山駅前へのバス乗り入れにより、大井川鐵道と運行時間帯を補充しながら、通勤・通学、通院等による市街地へのアクセスを向上させている。今後大井川鐵道と共に公共交通を利用しやすくしていく。また、他路線をカバーする体制を整えつつ、中心拠点である島田駅と地域拠点である家山駅を連絡する路線として、持続可能な地域公共交通サービスを目指していく。</p>
<p>しずてつジャストライン(株) 田代の郷温泉線</p>	<p>伊太和里の湯ー伊太団地ー三ッ合町東ー島田駅</p>	<p>令和3年4月から、土日祝日ダイヤを導入し、平日1日7往復(土日祝日は1日5往復)で運行している。また、利用者が見込める島田駅発の初便の始発及び島田駅発最終便の終点を伊太団地バス停に変更し、効率的な運行を実施している。令和4年4月から、より利用しやすい時刻となるよう一部運行時刻の変更を行った。</p>	<p>A</p> <p>計画どおり事業を適切に実施した。</p>	<p>A</p> <p>・目標利用者数18,188人/12か月にに対し、18,367人/12か月 ・目標収支率12.6%に対し、12.7%</p>	<p>・相賀線との重複区間(三ッ合町東ー中河町)における運行時間帯を補充しながら、通勤・通学、通院等の島田駅へのアクセスを向上させている。今後、も補完する体制を維持しつつ、田代の郷温泉やゆめ・みらいパーク等の施設を連絡する路線として、利用しやすい持続可能な地域公共交通サービスを目指していく。</p>

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名：	島田市地域公共交通会議
評価対象事業名：	地域内ライダーシステム確保維持事業
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<ul style="list-style-type: none"> ◆大井川流域(川根地区)住民の移動手段の確保 平成30年度に、大井川流域(川根地区)住民の市街地への移動手段の確保を目的に、川根温泉線の家山駅前への乗り入れを実現した。今後も鉄道路線である大井川鐵道大井川本線とともに、その役割を担っていく。 ◆他のコミュニティバス路線・民間路線との重複区間における補完体制の維持 川根温泉線と伊久身線・相賀線・静鉄バス金谷島田病院線、田代の郷温泉線と相賀線との重複区間において、島田駅などへの通学・通勤輸送等の補完を行うことで、より使いやすい交通を目指していく。 ◆地域間幹線系統(静鉄バス島田静波線)とライダーシステム路線間の連携を図る。 ◆上記により、利用しやすい地域公共交通サービスを実現していく。また、令和5年度中の策定を目指し、島田市地域公共交通計画の策定作業を進めている。今後、策定した計画を基に地区ごとに見直しを進め、持続可能な公共交通網の構築を目指す。

協議事項(3)

令和6年度島田市バス路線の運行方針(案)について

島田市の自主運行バス路線については、利用者が伸び悩む中、ワゴン型車両への変更や、一部路線の週末運休及び年末年始期間の運休、全市的な土日祝日ダイヤの導入を実施し、効率的な運行となるよう心がけています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化もあり、コロナ前の利用者数には戻らず、さらに、いわゆる運輸業界の2024年問題による運転手不足や、原油価格高騰によって運行経費も上昇が続いており、大変厳しい状況にあります。

今後も持続可能な公共交通網の構築のため、今年度中の作成を目指す地域公共交通計画の中であり方を検討し、継続して見直しを進めます。見直しに当たって、引き続き、地域住民や事業者等関係機関との調整を進めていきます。

令和6年度の島田市バス路線の運行方針(案)については、令和5年度と同様の運行としています。なお、見直しの一環として、田代の郷温泉線及び大津線の運行事業者等を変更します。

(1) 市単独補助に係る単独継続困難の申出路線について

No.	路線名	運行区間	運行方針(案)
1	金谷島田病院線	金谷駅前⇔島田駅前⇔島田市立総合医療センター 金谷駅前⇔大井川公園⇔島田駅前 東町⇒金谷本町⇒金谷駅前 稲荷町⇒島田市立総合医療センター 島田市立総合医療センター⇒島田駅前 島田駅前⇒稲荷町	市の補助により運行を確保する。

(2) 島田市自主運行事業の申出路線について

No.	路線名	運行区間	運行方針(案)
1	伊久身線	御堂沢系統：御堂沢⇔山の家⇔島田駅 向谷系統：向谷四丁目⇔三ッ合町⇔島田駅	令和5年度と同様に運行する。 引き続き、利用者の実態や要望を反映し、効率的な運行を図り、持続可能な公共交通網の構築に向け、関係機関と協議を行う。 「5 田代の郷温泉線」 現行)しずてつジャストライン(株) ⇒(株)大鉄アドバンス 引き続き、バス車両で運行 「6 大津線」 現行)しずてつジャストライン(株) ⇒島田タクシー(有) バス車両からワゴン型車両に変更し運行
2	川根温泉線	川根温泉ホテル⇔家山駅前⇔島田駅	
3	相賀線	北中学校⇔はなみずき⇔島田駅 上相賀⇔寺前橋⇔北中学校	
4	湯日線	本村⇔六合駅⇔島田駅	
5	田代の郷温泉線	伊太和里の湯⇔伊太団地⇔島田駅	
6	大津線	天徳寺⇔ばらの丘二丁目⇔島田駅	
7	六合南線	六合駅⇒六合東小学校東⇒六合駅	
8	島田駅東線	島田駅⇔御仮屋南⇔島田駅	
9	金谷循環線	金谷駅前⇔金谷庁舎前⇔金谷駅前	
10	菊川神谷城線	金谷駅前⇒ふじのくに茶の都ミュージアム⇒金谷駅前	
11	大代線	栗島公民館⇔KADODE OOIGAWA⇔金谷駅前	
12	笹間渡笹間線	家山駅前⇔村上⇔日掛	
13	萩間線	相良本通⇔牧之原小学校⇔金谷駅前 相良本通⇔水呑⇔金谷小学校	
14	勝間田線	静波海岸入口⇔勝間⇔金谷駅前 静波海岸入口⇔勝間⇔金谷小学校	
15	湯日地区デマンド型乗合タクシー	中講・吹木地区⇔本村バス停・湯日線	

※1 No. 13は牧之原市及び菊川市と、No. 14は牧之原市との共同運行

(3) 地域間幹線系統に係る単独継続困難の申出路線について

No.	路線名	運行区間	運行方針（案）
1	島田静波線	島田駅前⇔静波海岸入口 島田市立総合医療センター⇔島田駅前⇔静波海岸入口	国、県の補助により運行を確保する。

※地域間幹線系統の要件

- ①静岡県地域間幹線系統確保維持計画に掲載されたもの
- ②複数市町村にまたがること（平成13年3月31日時点で判定）
- ③地域の中心市町への需要等
- ④1日あたりの運行回数が3回以上のもの、1日あたりの輸送量が15人～150人と見込まれるものなど

協議事項(4)

令和6年度島田市コミュニティバス田代の郷温泉線及び大津線の運行について

〔運行概要〕

	田代の郷温泉線	大津線
運行方法	道路運送法第4条による (一般乗合旅客自動車運送)	道路運送法第4条による (一般乗合旅客自動車運送)
営業キロ	約 8.5 km	島田駅～天徳寺：約 5.6 km ばらの丘循環：約 7.3 km
バス停数	21 箇所	31 箇所
運行時間・ 運行本数 【別紙時刻表(案) 参照】	<p>◆伊太和里の湯発 平日：7時15分～18時10分（一部伊太団地発） 土日祝日：8時30分～17時05分</p> <p>◆島田駅発 平日：7時50分～18時47分（一部伊太団地止まり） 土日祝日：7時50分～16時30分</p> <p>◆1日あたり運行本数 平日：7往復（15本） 土日祝日：5往復（10本） ※年末年始（12月29日～1月3日）運休</p>	<p>◆天徳寺発 平日：6時35分～19時05分 土日祝日：8時45分～17時45分</p> <p>◆島田駅発 平日：6時52分～19時25分 （一部大津小学校止まり） 土日祝日：7時45分～17時15分 （一部ばらの丘一丁目発）</p> <p>◆1日あたり運行本数 島田駅～天徳寺 平日：8往復（16本） 土日祝日：3往復（6本） ばらの丘循環 平日：8本 土日祝日：4本 ※年末年始（12月29日～1月3日）運休</p>
使用車両	バス車両	ワゴン型車両（乗車定員10人）
運賃※	<ul style="list-style-type: none"> ・一乗車一律200円 ・高校生以下は半額運賃（100円） ・乳幼児、障害者手帳所持者は無料 <p>※コミュニティバス湯日線・田代の郷温泉線から大津線へ乗り継ぐ場合、または、島田市立総合医療センターから島田駅で田代の郷温泉線に乗り継ぐ場合については半額の取り扱いとする。 （乗継券を持参している乗客に限る。）</p>	

※運賃は別途運賃協議会で協議しますが、ここでは参考情報として掲載します。（22ページ参照）

田代の郷温泉線（1127案・調整中）

R6.4.1改定

	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
	土日祝日も運行		●	●	●	●	●	
	伊太和里の湯（発）	—	8:30	10:00	13:00	15:40	17:05	18:10
	田代環境プラザ	—	8:32	10:02	13:02	15:42	17:07	18:12
	玉雲寺西	—	8:34	10:04	13:04	15:44	17:09	18:14
	上伊太公会堂	—	8:36	10:06	13:06	15:46	17:11	18:16
	上伊太下	—	8:37	10:07	13:07	15:47	17:12	18:17
	小山田橋	—	8:39	10:09	13:09	15:49	17:14	18:19
	伊太団地	7:15	8:41	10:11	13:11	15:51	17:16	18:21
	伊太団地南	7:16	8:42	10:12	13:12	15:52	17:17	18:22
	島田樟誠高校	7:17	8:43	10:13	13:13	15:53	17:18	18:23
	向谷元町	7:18	8:44	10:14	13:14	15:54	17:19	18:24
	三ッ合町東	7:20	8:46	10:16	13:16	15:56	17:21	18:26
	中溝町西	7:21	8:47	10:17	13:17	15:57	17:22	18:27
	中溝町東	7:21	8:47	10:17	13:17	15:57	17:22	18:27
	旗指西	7:22	8:48	10:18	13:18	15:58	17:23	18:28
	旗指東	7:22	8:48	10:18	13:18	15:58	17:23	18:28
	中河町	7:23	8:49	10:19	13:19	15:59	17:24	18:29
	島田郵便局	7:25	8:51	10:21	13:21	16:01	17:26	18:31
	市役所西	7:26	8:52	10:22	13:22	16:02	17:27	18:32
	幸町	7:27	8:53	10:23	13:23	16:03	17:28	18:33
	本通三丁目	7:28	8:54	10:24	13:24	16:04	17:29	18:34
	島田駅（着）	7:30	8:56	10:26	13:26	16:06	17:31	18:36
田代の郷温泉線	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
	土日祝日も運行	●	●	●	●	●		
	島田駅（発）	7:50	9:20	12:25	15:00	16:30	17:40	18:47
	本通三丁目	7:51	9:21	12:26	15:01	16:31	17:41	18:48
	幸町	7:51	9:21	12:26	15:01	16:31	17:41	18:48
	市役所西	7:52	9:22	12:27	15:02	16:32	17:42	18:49
	島田郵便局	7:52	9:22	12:27	15:02	16:32	17:42	18:49
	中河町	7:54	9:24	12:29	15:04	16:34	17:44	18:51
	旗指東	7:55	9:25	12:30	15:05	16:35	17:45	18:52
	旗指西	7:56	9:26	12:31	15:06	16:36	17:46	18:53
	中溝町東	7:57	9:27	12:32	15:07	16:37	17:47	18:54
	中溝町西	7:57	9:27	12:32	15:07	16:37	17:47	18:54
	三ッ合町東	7:58	9:28	12:33	15:08	16:38	17:48	18:55
	向谷元町	8:00	9:30	12:35	15:10	16:40	17:50	18:57
	島田樟誠高校	8:02	9:32	12:37	15:12	16:42	17:52	18:59
	伊太団地南	8:04	9:34	12:39	15:14	16:44	17:54	19:01
	伊太団地	8:05	9:35	12:40	15:15	16:45	17:55	19:02
	小山田橋	8:07	9:37	12:42	15:17	16:47	17:57	—
	上伊太下	8:09	9:39	12:44	15:19	16:49	17:59	—
	上伊太公会堂	8:11	9:41	12:46	15:21	16:51	18:01	—
玉雲寺西	8:12	9:42	12:47	15:22	16:52	18:02	—	
田代環境プラザ	8:15	9:45	12:50	15:25	16:55	18:05	—	
伊太和里の湯（着）	8:17	9:47	12:52	15:27	16:57	18:07	—	
田代の郷温泉方面行き	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
	土日祝日も運行	●	●	●	●	●		
	島田駅（発）	7:50	9:20	12:25	15:00	16:30	17:40	18:47
	本通三丁目	7:51	9:21	12:26	15:01	16:31	17:41	18:48
	幸町	7:51	9:21	12:26	15:01	16:31	17:41	18:48
	市役所西	7:52	9:22	12:27	15:02	16:32	17:42	18:49
	島田郵便局	7:52	9:22	12:27	15:02	16:32	17:42	18:49
	中河町	7:54	9:24	12:29	15:04	16:34	17:44	18:51
	旗指東	7:55	9:25	12:30	15:05	16:35	17:45	18:52
	旗指西	7:56	9:26	12:31	15:06	16:36	17:46	18:53
	中溝町東	7:57	9:27	12:32	15:07	16:37	17:47	18:54
	中溝町西	7:57	9:27	12:32	15:07	16:37	17:47	18:54
	三ッ合町東	7:58	9:28	12:33	15:08	16:38	17:48	18:55
	向谷元町	8:00	9:30	12:35	15:10	16:40	17:50	18:57
	島田樟誠高校	8:02	9:32	12:37	15:12	16:42	17:52	18:59
	伊太団地南	8:04	9:34	12:39	15:14	16:44	17:54	19:01
	伊太団地	8:05	9:35	12:40	15:15	16:45	17:55	19:02
	小山田橋	8:07	9:37	12:42	15:17	16:47	17:57	—
	上伊太下	8:09	9:39	12:44	15:19	16:49	17:59	—
	上伊太公会堂	8:11	9:41	12:46	15:21	16:51	18:01	—
玉雲寺西	8:12	9:42	12:47	15:22	16:52	18:02	—	
田代環境プラザ	8:15	9:45	12:50	15:25	16:55	18:05	—	
伊太和里の湯（着）	8:17	9:47	12:52	15:27	16:57	18:07	—	

- ・平日は、全ての便を運行します。土曜日、日曜日、祝休日は、●印の便を運行します。
- ・年末年始期間（12月29日～1月3日）は、運休します。
- ・島田駅行き始発便は、伊太団地7:15発となります。島田駅18:47発は伊太団地止まりです。

大津線（1127案・調整中）

R6. 4. 1改定

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
土日祝日も運行			●		●				●	
天徳寺(発)	6:35		8:45	10:10	12:30		14:50	15:50	17:45	19:05
大草上	6:35		8:45	10:10	12:30		14:50	15:50	17:45	19:05
大草公会堂	6:35		8:45	10:10	12:30		14:50	15:50	17:45	19:05
慶寿寺入口	6:36		8:46	10:11	12:31		14:51	15:51	17:46	19:06
大草住宅	6:36		8:46	10:11	12:31		14:51	15:51	17:46	19:06
尾川	6:37		8:47	10:12	12:32		14:52	15:52	17:47	19:07
ぎんもくせい	6:37		8:47	10:12	12:32		14:52	15:52	17:47	19:07
永福荘	6:38		8:48	10:13	12:33		14:53	15:53	17:48	19:08
落合上	6:38		8:48	10:13	12:33		14:53	15:53	17:48	19:08
大津小学校	6:39		8:49	10:14	12:34		14:54	15:54	17:49	19:09
落合	6:39		8:49	10:14	12:34		14:54	15:54	17:49	19:09
上野田公会堂	6:40		8:50	10:15	12:35		14:55	15:55	17:50	19:10
上野田	6:40		8:50	10:15	12:35		14:55	15:55	17:50	19:10
島田市立総合医療センター	6:42		8:52	10:17	12:37		14:57	15:57	17:52	19:12
元島田	6:43		8:53	10:18	12:38		14:58	15:58	17:53	19:13
保健福祉センター入口	6:44		8:54	10:19	12:39		14:59	15:59	17:54	19:14
大津通り	6:45		8:55	10:20	12:40		15:00	16:00	17:55	19:15
島田年金事務所	6:47		8:57	10:22	12:42		15:02	16:02	17:57	19:17
び〜ファイブ西	6:48		8:58	10:23	12:43		15:03	16:03	17:58	19:18
本通三丁目東	6:49		8:59	10:24	12:44		15:04	16:04	17:59	19:19
島田駅	6:51		9:01	10:26	12:46		15:06	16:06	18:01	19:21
土日祝日も運行		●	●		●			●		
島田駅	6:52	-	9:05		12:50	13:40		16:45	18:10	19:25
本通三丁目	6:53	-	9:06		12:51	13:41		16:46	18:11	19:26
幸町	6:53	-	9:06		12:51	13:41		16:46	18:11	19:26
市役所西	6:54	-	9:07		12:52	13:42		16:47	18:12	19:27
島田郵便局	6:54	-	9:07		12:52	13:42		16:47	18:12	19:27
第二中学校入口	6:56	-	9:09		12:54	13:44		16:49	18:14	19:29
第二中学校	6:57	-	9:10		12:55	13:45		16:50	18:15	19:30
中央公園・ばらの丘	6:59	-	9:12		12:57	13:47		16:52	18:17	19:32
ばらの丘一丁目	7:00	7:45	9:13		12:58	13:48		16:53	18:18	19:33
ばらの丘二丁目	7:01	7:46	9:14		12:59	13:49		16:54	18:19	19:34
落合春日神社	7:02	7:47	9:15		13:00	13:50		16:55	18:20	19:35
中央公園・ばらの丘	7:06	7:51	9:19		13:04	13:54		16:59	18:24	19:39
第二中学校	7:07	7:52	9:20		13:05	13:55		17:00	18:25	19:40
第二中学校入口	7:08	7:53	9:21		13:06	13:56		17:01	18:26	19:41
島田郵便局	7:10	7:55	9:23		13:08	13:58		17:03	18:28	19:43
市役所西	7:11	7:56	9:24		13:09	13:59		17:04	18:29	19:44
幸町	7:12	7:57	9:25		13:10	14:00		17:05	18:30	19:45
本通三丁目	7:13	7:58	9:26		13:11	14:01		17:06	18:31	19:46
島田駅	7:15	8:00	9:28		13:13	14:03		17:08	18:33	19:48
土日祝日も運行		●	●		●			●		
島田駅	7:25	8:18	9:40	12:00		14:20	15:20	17:15	18:40	
本通三丁目東	レ	8:19	9:41	12:01		14:21	15:21	17:16	18:41	
び〜ファイブ西	レ	8:20	9:42	12:02		14:22	15:22	17:17	18:42	
島田年金事務所	レ	8:20	9:42	12:02		14:22	15:22	17:17	18:42	
大津通り	レ	8:22	9:44	12:04		14:24	15:24	17:19	18:44	
保健福祉センター入口	レ	8:23	9:45	12:05		14:25	15:25	17:20	18:45	
元島田	レ	8:24	9:46	12:06		14:26	15:26	17:21	18:46	
島田市立総合医療センター	レ	8:26	9:48	12:08		14:28	15:28	17:23	18:48	
上野田	レ	8:28	9:50	12:10		14:30	15:30	17:25	18:50	
上野田公会堂	レ	8:29	9:51	12:11		14:31	15:31	17:26	18:51	
落合	レ	8:30	9:52	12:12		14:32	15:32	17:27	18:52	
大津小学校	7:37	8:30	9:52	12:12		14:32	15:32	17:27	18:52	
落合上	レ	8:31	9:53	12:13		14:33	15:33	17:28	18:53	
永福荘	レ	8:31	9:53	12:13		14:33	15:33	17:28	18:53	
ぎんもくせい	レ	8:32	9:54	12:14		14:34	15:34	17:29	18:54	
尾川	レ	8:33	9:55	12:15		14:35	15:35	17:30	18:55	
大草住宅	レ	8:34	9:56	12:16		14:36	15:36	17:31	18:56	
慶寿寺入口	レ	8:35	9:57	12:17		14:37	15:37	17:32	18:57	
大草公会堂	レ	8:36	9:58	12:18		14:38	15:38	17:33	18:58	
大草上	レ	8:38	10:00	12:20		14:40	15:40	17:35	19:00	
天徳寺(着)	-	8:40	10:02	12:22		14:42	15:42	17:37	19:02	

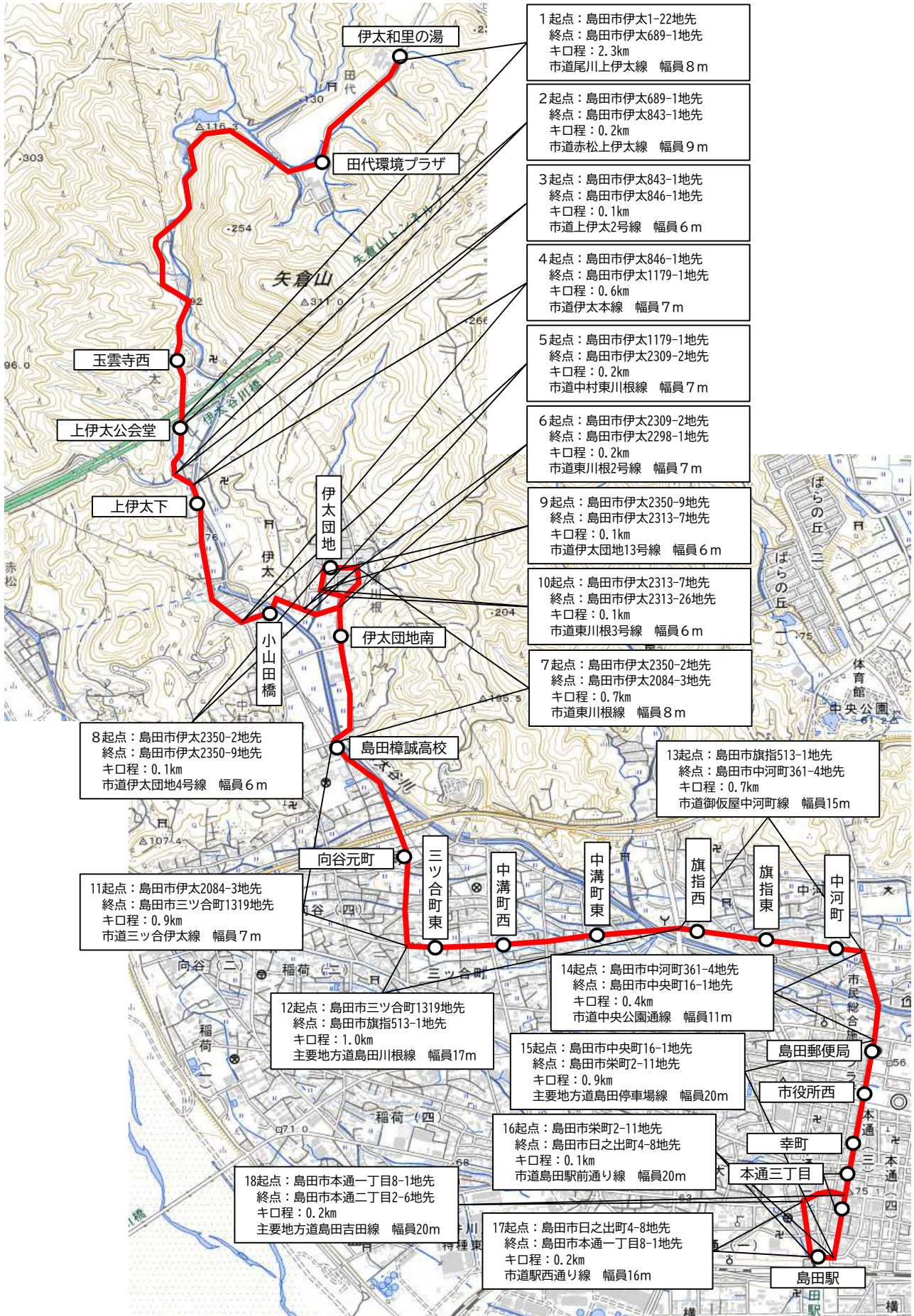
大津線 天徳寺 ばらの丘経由 天徳寺

○平日は、全ての便を運行します。土曜日、日曜日、祝休日は、●印の便を運行します。

年末年始期間(12月29日～1月3日)は、運休します。

○7:25島田駅発の便は、大津小学校開校日に運行します。なお、対象児童がいない場合は運行しません。

田代の郷温泉線 路線図



1 起点：島田市伊太1-22地先
 終点：島田市伊太689-1地先
 キ口程：2.3km
 市道尾川上伊太線 幅員8m

2 起点：島田市伊太689-1地先
 終点：島田市伊太843-1地先
 キ口程：0.2km
 市道赤松上伊太線 幅員9m

3 起点：島田市伊太843-1地先
 終点：島田市伊太846-1地先
 キ口程：0.1km
 市道上伊太2号線 幅員6m

4 起点：島田市伊太846-1地先
 終点：島田市伊太1179-1地先
 キ口程：0.6km
 市道伊太本線 幅員7m

5 起点：島田市伊太1179-1地先
 終点：島田市伊太2309-2地先
 キ口程：0.2km
 市道中村東川根線 幅員7m

6 起点：島田市伊太2309-2地先
 終点：島田市伊太2298-1地先
 キ口程：0.2km
 市道東川根2号線 幅員7m

9 起点：島田市伊太2350-9地先
 終点：島田市伊太2313-7地先
 キ口程：0.1km
 市道伊太団地13号線 幅員6m

10 起点：島田市伊太2313-7地先
 終点：島田市伊太2313-26地先
 キ口程：0.1km
 市道東川根3号線 幅員6m

7 起点：島田市伊太2350-2地先
 終点：島田市伊太2084-3地先
 キ口程：0.7km
 市道東川根線 幅員8m

8 起点：島田市伊太2350-2地先
 終点：島田市伊太2350-9地先
 キ口程：0.1km
 市道伊太団地4号線 幅員6m

13 起点：島田市旗指513-1地先
 終点：島田市中河町361-4地先
 キ口程：0.7km
 市道御飯屋中河町線 幅員15m

11 起点：島田市伊太2084-3地先
 終点：島田市三ツ合町1319地先
 キ口程：0.9km
 市道三ツ合伊太線 幅員7m

12 起点：島田市三ツ合町1319地先
 終点：島田市旗指513-1地先
 キ口程：1.0km
 主要地方道島田川根線 幅員17m

14 起点：島田市中河町361-4地先
 終点：島田市中央町16-1地先
 キ口程：0.4km
 市道中央公園通線 幅員11m

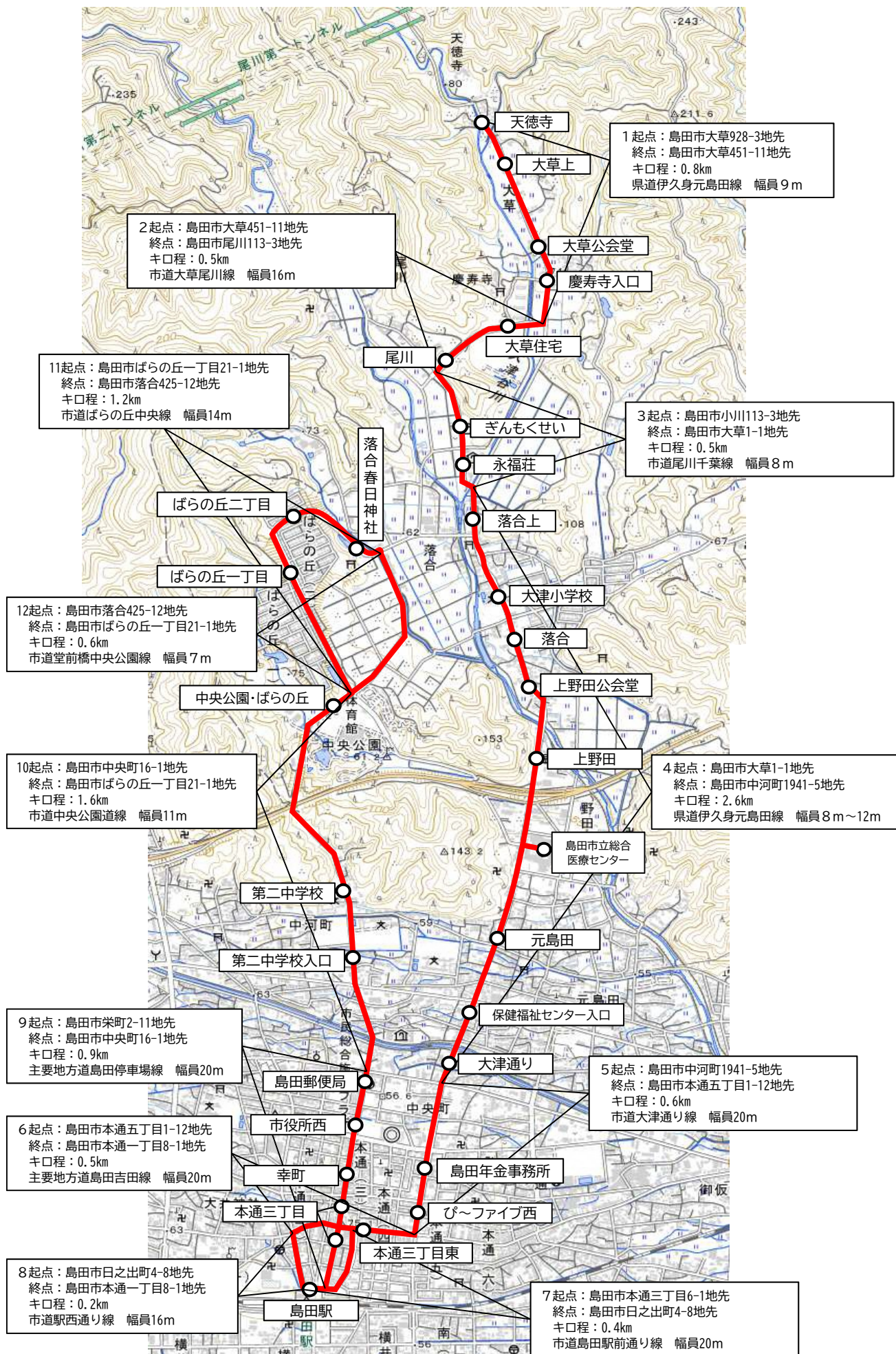
15 起点：島田市中央町16-1地先
 終点：島田市栄町2-11地先
 キ口程：0.9km
 主要地方道島田停車場線 幅員20m

18 起点：島田市本通一丁目8-1地先
 終点：島田市本通二丁目2-6地先
 キ口程：0.2km
 主要地方道島田吉田線 幅員20m

16 起点：島田市栄町2-11地先
 終点：島田市日之出町4-8地先
 キ口程：0.1km
 市道島田駅前通り線 幅員20m

17 起点：島田市日之出町4-8地先
 終点：島田市本通一丁目8-1地先
 キ口程：0.2km
 市道駅西通り線 幅員16m

大津線 路線図



協議事項(5)

島田市コミュニティバス田代の郷温泉線及び大津線の運行車両の変更について

【田代の郷温泉線】

1 概要

田代の郷温泉線の運行事業者の変更に伴い、運行する車両を変更するものです。

2 新たに使用する車両

いすゞ エルガミオ 乗車定員 56 人 (予定)

長さ×幅×高さ=899.0 cm×230.0 cm×298.0 cm

車両総重量 11,120 kg

バリアフリー法の適合 有

○運行形態、運行予定事業者

田代の郷温泉線：一般乗合旅客自動車運送事業、(株)大鉄アドバンス

3 変更予定日

令和 6 年 4 月 1 日

【大津線】

1 概要

大津線の運行事業者の変更に伴い、運行する車両を現行のバス車両からワゴン型車両に変更するものです。

2 新たに使用する車両

トヨタ ハイエース 乗車定員 10 人 (予定)

長さ×幅×高さ=538.0 cm×188.0 cm×228.5 cm

車両総重量 2,600 kg

上記車両は、構造上、乗降口の幅、車いす利用者の円滑な乗降、地上面から床面の高さ、車いすのスペース、通路の有効幅の拡充、通路の手すりの設置はできません。

※車いす利用の乗客に対しては、運行事業者が所有する別の車両にて輸送し、介添え等により利用者の利便性を損なわないよう配慮します。

○運行形態、運行予定事業者

大津線：一般乗合旅客自動車運送事業、島田タクシー(有)

3 変更予定日

令和 6 年 4 月 1 日

島田市地域公共交通計画(修正案)について

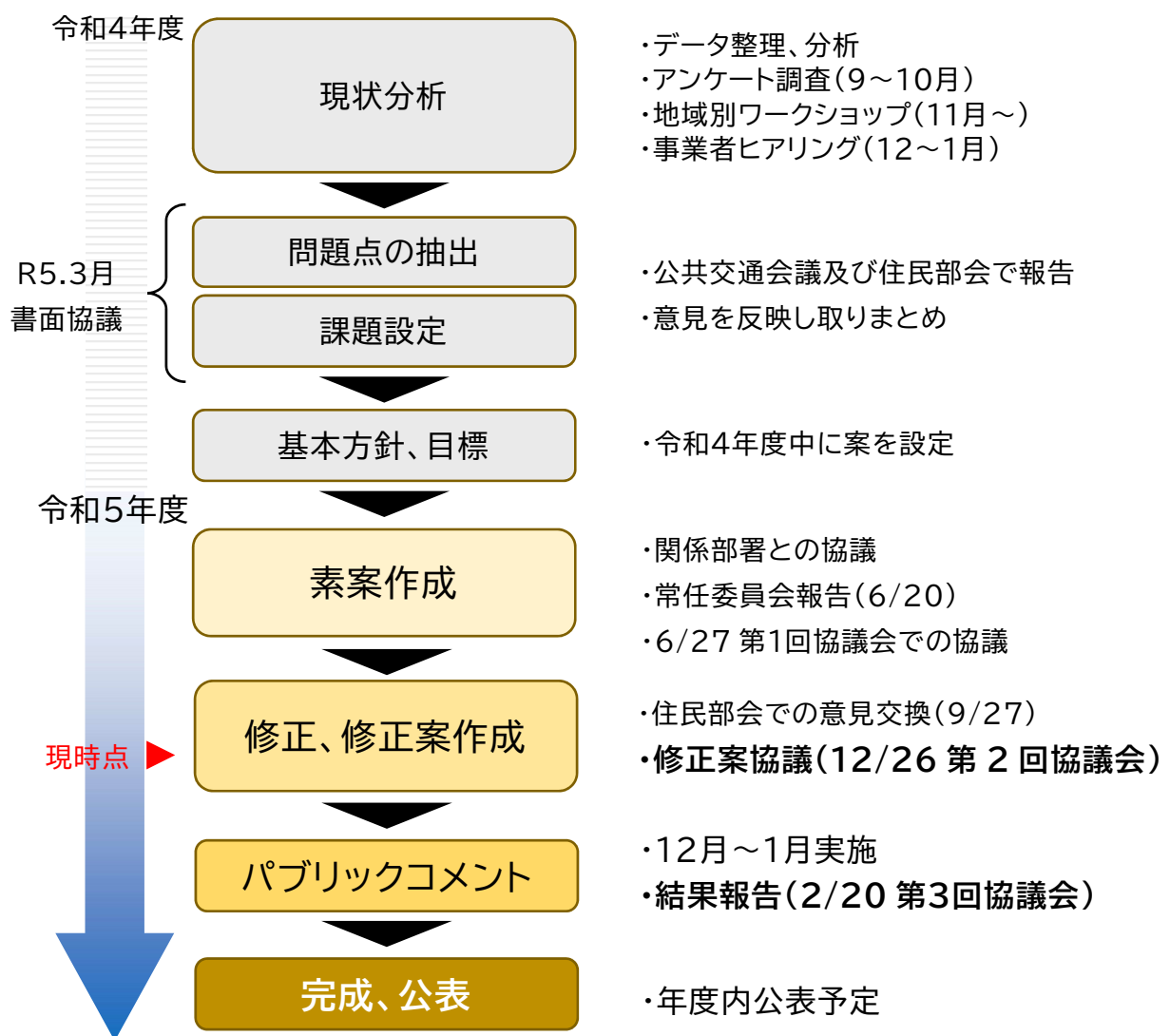
(1) 計画策定業務のこれまでの進捗状況

前回(6月27日)の公共交通会議および9月27日に開催した住民部会で、島田市地域公共交通計画(素案)の内容について協議しました。出された意見をもとに計画の修正作業を行い、島田市地域公共交通計画(修正案)を作成しました。

委員の皆様には、計画修正案をご覧いただき、記載事項や表現方法、デザイン等について御意見いただけますと幸いです。

(2) 今後のスケジュールについて

- ・本会議で出された意見を踏まえ、修正作業を行います。
- ・12月～1月にパブリックコメントを行い、計画内容について広く意見を聴取します。
- ・第3回協議会(令和6年2月20日)で計画の最終案についてご説明します。
- ・令和5年度中の完成、公開を予定しています。



報告事項(1)

島田市コミュニティバスにおける通学定期券の取扱いについて

〔内容〕

現在、伊久美小学校（小規模特認校）及び神座小学校に公共交通機関を利用して通学する児童に対し、市生活安心課で「コミバス通学定期券」を発行・交付しています。

島田第一小学校との統合により、令和5年度末で伊久美小学校、神座小学校が閉校となるため、伊久美小学校（小規模特認校）及び神座小学校におけるコミバス通学定期券を廃止します。

また、令和6年度からは、新たに大津小学校を特認校として、市内から転入学を希望する児童を受け入れることになり、大津小学校（特認校）におけるコミバス通学定期券を開始します。

廃止	開始
<p>◆伊久美小学校（小規模特認校） 【区間】伊久身線：島田駅～御堂沢 ※1人1乗車150円（高校生以下は、通常運賃の半額）</p> <p>◆神座小学校 【区間】伊久身線：北中学校～御堂沢 ※1人1乗車100円（高校生以下は、通常運賃の半額）</p>	<p>◆大津小学校（特認校） 【区間】大津線：（天徳寺） 島田駅～大津小学校 （ばらの丘循環） 島田駅～落合春日神社 ※1人1乗車100円（高校生以下は、通常運賃の半額）</p>
【運行形態】一般乗合旅客自動車運送事業	【運行形態】一般乗合旅客自動車運送事業
【使用廃止予定日】令和6年3月31日	【使用開始予定日】令和6年4月1日

〔備考〕

小学生の運賃に登校日数（往復）で乗じた額を市教育委員会において負担するもので、新たな運賃を設定するものではありません。

公共交通の運賃設定にかかる新たな協議会の設置について

1 背景と設置趣旨

これまでの道路運送法(以下「運送法」という。)第9条第4項は、一般乗合旅客自動車運送事業における協議運賃制度を規定していた。

【旧】(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

今回、改正法が令和5年10月に施行されたことにより、運賃に関する協議においては、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、地域のすべての交通事業者ではなく、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとなった。

【新】(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域)以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

そのため、**運賃に関する協議を行うための新たな協議会を「島田市地域公共交通会議」とは別に設置する。**

(補足)ここでいう「運賃に関する協議」とは、運賃を変更しようとするときだけでなく、路線を新設するときや運行事業者を変更するときも含まれる。(変更後の事業者で運行を申請するとき、新規に運賃を設定しているとみなされるため。)

島田市では、コミバス大津線、田代の郷温泉線の事業者変更が該当案件となる。

2 新たな協議会の内容

- (1) 名称
島田市地域公共交通運賃設定協議会
- (2) 構成員(市長が委嘱する)
 - ・島田市(会長:地域生活部長)
 - ・交通事業者 ※運賃の協議に関係する者のみを委嘱する。
 - ・静岡運輸支局首席運輸企画専門官
 - ・島田市自治会連合会
 - ・事務局(生活安心課)会議の必要が生じたときに都度委嘱する。任期は協議が整ったときまでとし、協議が終了したらいったん解散する。
- (3) 設置日(要綱の施行日)
令和5年12月(告示の日から施行)

3 今後のスケジュール

【新協議会の発足】

令和5年12月26日(火) 島田市地域公共交通会議 第2回協議会
12月27日(水) 要綱告示(予定)

【大津線、田代の郷温泉線の事業者変更にかかる協議】

令和6年1月頃～ 住民、利用者、利害関係者への意見聴取
市ホームページへの掲載を予定している。

令和6年2月中 新協議会にて運賃について協議、決定
新たな運行主体となる事業者が国に運行内容の申請を行う
※運行開始の1か月前までに国に申請する必要がある。

4 その他

- ・運賃に関する協議が必要なときは、公共交通会議と同時開催もしくは書面協議により実施するものとし、構成員の負担を可能な限り軽減する。
 - ・今回の法改正で、公共交通会議の構成員についての条項にも内容変更があったため、あわせて公共交通会議要綱の改正を行う(自家用有償運送を実施する NPO 等がいる場合は構成員に含めるという内容)。
- 各協議会の要綱については別紙参照のこと。

島田市告示第 号

島田市地域公共交通運賃設定協議会要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

島田市地域公共交通運賃設定協議会要綱

(設置)

第1条 島田市は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等に関する協議を行うため、島田市地域公共交通運賃設定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 法第3条第1号イに規定する事業をいう。
- (2) 運賃等 法第9条第1項に規定するものをいう。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者 法第9条第1項に規定する者をいう。

(協議事項)

第3条 協議会は、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の設定及び変更について協議する。

(公聴会等の開催)

第4条 市長は、前条の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員4人以内で組織する。

2 会長は、地域生活部長とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者（前号の者以外の一般乗合旅客自動車運送事業者及びその従業者を除く。）
- (3) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者

(任期)

第6条 委員の任期は、当該運賃等について協議が調ったときまでとする。

(会長)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 会長に事故があるときはあらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 委員は、会議において協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、地域生活部生活安心課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

島田市告示第 号

島田市地域公共交通会議要綱（平成20年島田市告示第129号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

第2条第2号中「昭和26年運輸省令第75号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第3条第1号ア中「、運賃及び料金」を削る。

第4条第2項中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市内において現に自家用有償旅客運送（法第78条第2号に規定する運送をいう。）を行っている規則第49条に規定する特定非営利活動法人等

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

平成20年4月30日

告示第129号

(設置)

第1条 島田市は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき市民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び交通空白地有償運送に関する協議を行い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき島田市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、島田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（平23告示185・令4告示42・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 法第3条第1号イに規定する事業をいう。
- (2) 交通空白地有償運送 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条第1号に規定する運送をいう。

（平27告示180・令4告示42・一部改正）

(所掌事項)

第3条 交通会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項について協議すること。
 - ア 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業の態様、運賃及び料金等に関する事項
 - イ 交通空白地有償運送の必要性、旅客から収受する対価等に関する事項
 - ウ 交通計画の作成及び変更に関する事項
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、旅客の利便の増進並びに交通計画の作成及び実施に関し市長が必要と認める事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業を実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項
(平23告示185・全改、令4告示42・一部改正)

(組織)

第4条 交通会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民又は旅客の代表者

(2) 一般旅客自動車運送事業者（法第9条第7項第3号に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者

(4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者

(5) 学識経験者

(6) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者

(7) 静岡県島田警察署の職員

(8) 静岡県の職員

(9) 市の職員

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平23告示185・令5告示217・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 会長は、交通会議の会議（次条から第9条まで及び第12条において単に「会議」という。）の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(平23告示185・令4告示42・一部改正)

(会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平23告示185・令4告示42・一部改正)

(協議結果の尊重義務)

第8条 委員は、会議において協議が調った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

(令4告示42・追加)

(部会)

第9条 交通会議に、会議の円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、その協議した事項について交通会議に報告するものとする。

3 部会は、委員及び委員以外の者で組織する。

4 部会員(部会に属する者をいう。以下同じ。)は、委員のうちから会長が指名し、及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域住民の代表者

(2) 市の職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 前項の規定により委嘱され、又は任命された部会員の任期は、2年とする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平23告示185・追加、令4告示42・旧第8条繰下・一部改正)

(部会長)

第10条 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

2 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

(平23告示185・追加、令4告示42・旧第9条繰下)

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、島田市地域生活部生活安心課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(令4告示42・追加)

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、会議の開催に係る経費は、市が負担するものとする。

(令4告示42・追加)

(監査)

第13条 交通会議に監事1人を置く。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(令4告示42・追加)

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(令4告示42・追加)

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散したときは、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(令4告示42・追加)

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

(平23告示185・旧第9条線下、令4告示42・旧第11条線下)

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年8月31日告示第185号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に改正後の第4条第2項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成24年3月31日までとする。

3 施行日以後最初に改正後の第8条第4項の規定により委嘱され、又は任命される部会に属する者の任期は、改正後の同条第5項本文の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成24年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月30日告示第71号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第75号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月8日告示第110号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年7月30日告示第180号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月16日告示第42号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月14日告示第217号）

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

新 条 文	旧 条 文
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 交通空白地有償運送 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第51条第1号に規定する運送をいう。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 交通会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項について協議すること。</p> <p>ア 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業の態様等に関する事項</p> <p>イ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 市内において現に自家用有償旅客運送（法第78条第2号に規定する運送をいう。）を行っている規則第49条に規定する特定非営利活動法人等</p> <p>(6) 省略</p> <p>(11) 省略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 交通空白地有償運送 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条第1号に規定する運送をいう。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 交通会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項について協議すること。</p> <p>ア 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業の態様、運賃及び料金等に関する事項</p> <p>イ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(10) 省略</p>

旧 条 文	新 条 文
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 交通空白地有償運送 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条第1号に規定する運送をいう。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 交通会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項について協議すること。</p> <p>ア 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業の態様、運賃及び料金等に関する事項</p> <p>イ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(10) 省略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 交通空白地有償運送 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第51条第1号に規定する運送をいう。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 交通会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項について協議すること。</p> <p>ア 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送事業の態様等に関する事項</p> <p>イ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(11) 省略</p>

